亀岡市埋立てごみ中間処理業務提案にかかる仕様書

1. 目的

収集された埋立てごみから、資源化適合物及び可燃ごみ残渣、埋立てごみ残渣に選別し、適正に処理を 行い、エコトピア亀岡の延命化を図る。

2. 業務期間

令和7年4月1日~令和10年3月31日の3年間の午前8時30分から午後4時30分まで(土・日、年末年始を除く)

3. 業務場所

エコトピア亀岡内(亀岡市東別院町大野法華1番地)とする。なお、可燃ごみ残渣は、桜塚クリーンセンター(亀岡市東別院町小泉桜塚6番地6)内とする。

4. 提案内容

次の項目について提案すること。なお、プロポーザルにおける審査内容は、亀岡市埋立てごみ中間処理 業務公募型プロポーザル実施要領「10.審査」を参照すること。

(1) 選別方法について

選別する時間が限られている中で、迅速かつ適切に選別できるかが重要となるため、定められた時間内に「7.最低処理基準」、「8.目標数値」を上回る処理能力ができることを自社の強み及び独自性を含めて提案をすること。

(2) 資源化適合物の分別について

埋立てごみ残渣及び可燃ごみ残渣を減らすためには、搬入された埋立てごみの中から資源化適合物の取り扱い品目をどれだけ有しているかが重要となるため、取り扱い品目を提案するとともに、取り扱い品目ごとに引き渡し事業者を明記すること(エコトピア戻し資源化物を含む)。

(3) 3年間の業務委託を見据えた業務計画について

3年間の業務委託となり、年々作業効率が改善されていくと考えることから、今後3年間を通じて、 ノウハウの蓄積及びそのノウハウを最大限活かせる計画を提案すること。なお、計画にかかる経費として見積書(参考)を提出すること。

また、3年間における埋立てごみの推移や資源化率の変動も考慮した計画を提案すること。

5. 業務内容

亀岡市(以下「発注者」という。)が収集した埋立てごみの全量、及びエコトピア亀岡に亀岡市民(以下「市民」という。)が直接搬入した埋立てごみの全量を、資源化適合物(空きビン、空き缶、ペットボトル、プラスチック、スプレー缶、ライター、乾電池、蛍光灯、蛍光管、金属・スチール製品、電化製品、ガラス等)、あるいは残渣(可燃ごみ及び埋立てごみ)のいずれかに選別し、品目別に受注者が定めた場所に運搬すること。

市は、受注者が運搬した資源化適合物及び残渣の内容確認等を行い、資源化または処分(焼却または埋立て処分のいずれか)を行う。ただし、資源化適合物のうち、発注者では資源化できないもの(以下「引き渡し資源物」という。)については、計量後に資源物として受注者に引き渡すこととする。

受注者は、自らの責任で引き渡し資源物の全量を有価物として売却し、資源化に供すること。また受注者は本委託業務により選別した埋立てごみ中間処理量等を月ごとにまとめ、発注者へ報告すること。

6. 業務範囲

事業者の業務範囲は次のとおりとする。

(1) 業務対象となる埋立てごみについて

令和7年3月20日(木)から令和10年3月15日(水)までにエコトピア亀岡へ搬入した埋立てごみ。

(2) 埋立てごみの選別について

受注者は、発注者が収集しエコトピア亀岡に一時保管した埋立てごみの中から、自らの責任と費用負担において、引き渡し資源化物及び引き渡し資源化物以外の資源化適合物(以下「エコトピア戻し資源化物」という。)、残渣を性状毎に選別する。

(ア)引き渡し資源化物

選別された引き渡し資源化物は自らの責任と費用負担において、全量を有価物として引き渡し事業者へ運搬・売却をすること。

(イ) エコトピア戻し資源化物について

受注者はエコトピア戻し資源化物を選別・運搬する際は、発注者が資源化できるよう汚れ等を落として発注者が資源化できるようにする。

(ウ) 残渣の処分について

残渣(可燃ごみ及び埋立てごみ)については、発注者の基準に沿って選別及び処理を行う。

(エ)支払額の根拠となる計量について

エコトピア亀岡に設置の計量器で空車重量と積載重量を計量し、差し引いた処理重量を支払い額の根拠となる重量とする。

なお、可燃ごみ残渣においては桜塚クリーンセンターに設置の計量器で計量した重量とする。

(オ)運搬車両について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守して運搬すること。ただし、10t以下の自ら用意した運搬車を用いること。

7. 最低処理基準について

エコトピア亀岡の埋立て処分場を適正に運用できるように、次のとおり最低処理基準を1箇月単位及び1 年間の2段階で設定する。

(1) 1箇月あたりの処理基準

下記に示す基準処理量が達成されているかを確認し、支払いを行う。

【全体の中間処理量】:85,000kg または搬入量の 70%のいずれか低い方

なお、基準処理量に達していない場合は、発注者と受注者にて協議を行い、原因が受注者の作業内容や作業体制等にあり、改善の余地が見られない場合、その月の支払いを留保し、基準処理量を達成した時点の月で留保分を支払う。

ただし、支払いを留保する処理基準の適用は令和7年5月に搬入された埋立てごみの処理からと し、令和7年4月分までの処理については適用しないこととする。

(2) 年度末時点での最低処理基準

各年度末での処理基準を定め、基準が未達成の場合は契約を解除する場合がある。

【全体の中間処理量】:搬入量の95%

なお、年度末時点の処理対象は3月第3週までに搬入された埋立てごみを対象とする。

8. 目標数値について

本事業の目的であるエコトピア亀岡の延命を達成すべく、下記2項目における目標数値を設定する。 目標数値については、1箇月単位で達成されているかを確認し、未達成の場合、発注者にて、受注者が埋立てごみを選別した後の残渣及び資源化物に対し、履行確認として性状検査を実施する。

検査の結果、残渣内に資源化物があるなど、資源化率、埋立て残渣の削減率が上がる余地がある場合、 次月に再度、目標数値の達成状況を確認し未達成の場合、その月の支払いを留保する場合がある。

性状検査の方法は発注者が別途定める方法により実施し、受注者はその指示に従い、性状調査に協力しなければならない。

【目標数值】

- (ア) 埋立てごみの総搬入量に対する資源化率:34.8%
- (イ) 埋立てごみの総搬入量に対する埋立て残渣の削減率:53.4%

9. 亀岡市が準備する設備について

契約締結後、受注者と協議の上、必要に応じ次の設備を準備する。

- (1) 休憩スペースは、受注者が指定する箇所を利用することし、電気代は発注者が負担する。ただし、休憩時間以外は電気を切るなど省電力化に努めること。
- (2) 作業場において、最低限作業をするにあたり雨風をしのげるテント等を準備する。
- (3)維持管理などは受注者が行い、利用中に破損等があった場合は、受注者の責任をもって負担し修繕すること。ただし、予測しがたい事態において破損等があった場合はこの限りではない。

10. 費用負担

「9. 亀岡市が準備する設備について」の発注者が準備する設備以外については、受注者側で準備する こと。なお、協議により発注者が認めたものについては、貸し出すことは可能とする。ただし、重機の使用を 希望する場合の使用時間、燃料代については発注者と受注者での協議の上決定する。

11. 今後3年間の搬入量(見込)について

令和5年度及び令和6年度12月末時点の埋立てごみ搬入量は別紙「令和5年度及び令和6年度12月末時点の埋立てごみ搬入量」のとおりである。

令和5年度から6年度においては12月時点での搬入量を比較すると、約2%程度搬入量が減少していることから毎年約2%減少すると想定し、令和7年度から令和9年度の搬入見込量を以下と想定する。ただし、これらの搬入量は本市が取り組む事業などを想定しているものであり、確約した数値ではないことを留意すること。

① 令和7年度:952,419 kg

② 令和8年度:933,371 kg

③ 令和9年度:914,704 kg

④ 3年間合計:2,800,494 kg

12. 参考図書

① 令和5年度及び令和6年度(12月末時点まで)亀岡市埋立てごみ搬入量